

## 我が国からの輸出品に対する放射能検査について（経産省からの通知）

東北関東大震災にかかる福島第一原発の放射能漏れ事故が発生したことに伴い、諸外国において、我が国からの輸出品について放射線検査を実施する、又は放射線量に関する証明書の添付を要求する事例が報告されています。

諸外国の規制動向等の関連情報は、JETRO（日本貿易振興機構）のホームページ（<http://www.jetro.go.jp/world/shinsai/>）にて公開されています。

○我が国からの輸出品について、放射線量の証明書の添付を求められた場合には、JETROのホームページ（[http://www.jetro.go.jp/world/shinsai/20110318\\_11.html](http://www.jetro.go.jp/world/shinsai/20110318_11.html)）において検査機関の紹介をしています。

○商工会議所では、事業者が客観的な事実（輸出品の最終生産地における環境放射能水準等）に基づき宣誓した文書に対しサイン証明を行っており、貿易証明として利用可能です。

こちらもJETROのホームページにおいて紹介しています。

詳しくは

[http://www.toys.or.jp/pdf/jta\\_20110331\\_2.pdf](http://www.toys.or.jp/pdf/jta_20110331_2.pdf)